

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年度の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

これは、介護サービス事業者の皆様が法令遵守の義務の履行を確保していただくため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るためです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

これら事業者の業務管理体制に関する概要等については、下記のとおりです。

記

1 事業者が整備する業務管理体制

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制整備の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「法令遵守責任者」）の選任		
		業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」）の整備	
			業務執行の状況の監査を定期的実施

注1) 「事業所等の数」について

介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、「みなし事業所(※)」、「総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所」は除きます。

※みなし事業所・・・病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

注2) 「法令遵守責任者」について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任

することを想定しています。また法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

注3) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

注4) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

2 届出書に記載すべき事項

(介護保険法施行規則 140 条の 40)

届出事項	対象となるサービス事業者
共通事項 事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 規則第2号事項 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
規則第3号事項 「法令遵守規程」の概要	事業所数 20 以上の事業者
規則第4号事項 「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所数 100 以上の事業者

3 届出に必要な様式等について

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

届出が必要となる事由	様式
①業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 2 項) ※全ての事業者が、届け出る必要があります。	第 1 号様式
②事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 4 項) ※この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	第 1 号様式
③届出事項に変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 3 項)	第 2 号様式

注 1) 事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

○届出様式や記入要領・記入例は、県庁ホームページをご参照ください。

宮崎県HP トップ>健康・福祉>介護保険>「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出等について」

4 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の提出先

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

区 分	届 出 先
①事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 (※ 1)
②事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事業所が所在する都道府県知事
③地域密着型 (介護予防) サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	事業所が所在する市町村長 (※ 2)
上記以外の事業者	宮崎県知事 (※ 3)

(※ 1) 厚生労働省老健局へご提出ください。詳しくは厚生労働省ホームページを参照してください。

(※ 2) 各市町村にお問い合わせください。

(※ 3) 県庁長寿介護課へご提出をお願いします。

<県届出先>

〒 8 8 0 - 8 5 0 1

宮崎市橋通東 2 丁目 1 0 番 1 号

宮崎県福祉保健部長寿介護課居宅介護担当